

指定 短期入所生活介護

ローズヒル東八幡ショートステイ 及び介護予防短期入所生活介護

運 営 規 程

~~指定介護予防短期入所生活介護~~

当施設は介護保険の指定を受けています。

神奈川県指定 第1472004280号

目 次

第1条 事業の目的	1
第2条 運営の方針	
第3条 事業所の名称等	
第4条 従業者の職種、員数及び職務内容	
第5条 利用定員	2
第6条 介護予防 短期入所生活介護の内容	
第7条 利用料等	
第8条 通常の送迎の実施地域	3
第9条 サービス利用に当たっての留意事項	
第10条 緊急時における対応方法	
第11条 事故発生時の対応	
第12条 安全対策体制に関する事項	
第13条 虐待防止に関する事項	4
第14条 ハラスメントへの対応	
第15条 非常災害対策	
第16条 その他運営に関する重要事項	

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人つちや社会福祉会が開設するローズヒル東八幡ショートステイ（以下「施設」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要支援状態にある高齢者（以下「要支援者等」という。）に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	ローズヒル東八幡ショートステイ
所在地	神奈川県平塚市東八幡4丁目19-14

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

- (1) 管理者・・・1名（施設長）
常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、職員に必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師・・・1名以上（必要な数）
入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員・・・2名以上
入所者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- (4) 介護支援専門員・・・1名以上
施設サービス計画の作成等を行う。
- (5) 介護職員・・・常勤換算数39名以上
入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (6) 看護職員・・・常勤換算4名以上
入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- (7) 管理栄養士・・・1名以上
食事の献立作業、栄養計算、入所者に対する栄養指導・栄養計画の作成を行う。

- (8) 機能訓練指導員・・・1名以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- (9) 事務職員・・・2名以上
必要な事務を行う。
- 2 従業者の員数は併設施設（指定介護老人福祉施設）と一体的に管理するものとする。
- 3 前項に定める者のほか、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

（利用定員）

第5条 利用定員は20名とする。

- 2 全体の2ユニットの設置とし、ユニットごとの定員を10名とする。

（介護予防短期入所生活介護の内容）

第6条 指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導（相談援助等）
- (2) 機能訓練（日常動作訓練）
- (3) 介護サービス
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 給食サービス
- (7) 入浴サービス
- (8) その他利用者に対する便宜の提供

（利用料等）

第7条 指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の負担割合に従った額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
 - (1) 次条に規定する通常送迎の実施地域を越えて行う送迎の費用として、1キロメートルごとに50円。
 - (2) 食費として、朝食370円・昼食559円・おやつ85円・夕食541円
「介護保険負担限度額認定証」の発行を受けている方については、そこに記載されている額
 - (3) 滞在費として、ユニット型個室の場合2,460円/日
「介護保険負担限度額認定申請証」の発行を受けている方については、そこに記載されている額
 - (4) 喫茶・・・100円/1杯

- (5) 利用者が選定する特別食の費用…要した費用の実費
- (6) 理容代…要した費用の実費
- (7) 美容代…要した費用の実費
- (8) 貴重品の管理…50円（日額）

※ 原則として、金銭貴重品の持ち込みはできないものとする。金銭貴重品の管理を代行する者等が無く、利用者がやむを得ず持参した場合に上記料金を、施設に支払うものとする。

- (9) レクリエーション・クラブ活動の材料費…実費
- (10) 複写物の交付（コピー代）…10円／枚
- (11) 家電製品電気使用量…10円／1日（私物の家電製品を持ち込んだ場合）
- (12) 上記以外の日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められるもの
- (13) その他指定 **介護予防**短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をし、書面による同意を得る。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、平塚市、大磯町、寒川町、茅ヶ崎市、伊勢原市、厚木市、秦野市、二宮町の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、指定 **介護予防**短期入所生活介護サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (3) 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び従業者の指示に従い、十分に注意して利用すること。
- (4) 医師の処方により常時服用又は使用している薬は、必ず持参するようにすること。
- (5) 第13条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。
- (6) 利用者は、共同生活の秩序を保ち、互いに相手を尊重し相互に親睦を図ること。
- (7) 入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出ること。
- (8) 入所者の家族、親類、その他関係者は、入所者と面会しようとする場合には、

所定の手続きにより管理者に届け出ること。施設の管理者が、特に必要があると認めた場合には、面会の場所や時間を指定することができるものとする。また、入所者が外来者との面会を望まない時、施設長は入所者の要望に基づき、外来者の面会を拒否することができるものとする。

2 面会時間は原則として定めていない。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び利用者の主治医に報告しなければならない。また、主治医に連絡がつかない場合は、救急病院へ搬送するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 指定介護予防短期入所生活介護サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、施設が加入する損害賠償保険により速やかに賠償を行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(安全対策体制に関する事項)

第12条 施設は、安全対策を実施するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 組織的な安全対策を適切に実施するための担当者を配置する。
- (2) 事故発生時における報告や分析を通じて改善策の検討を行い、職員に周知徹底を図る。
- (3) 事故防止、再発防止の対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、職員に周知徹底を図る。
- (4) 事故防止のための指針を前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 職員に対し、事故防止、再発防止のための研修を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第13条 施設は、虐待発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 指定介護予防短期入所生活介護サービス提供中に、従業者による虐待が発生した

場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(ハラスメントへの対応)

第14条 施設は、ハラスメントに対する基本的な考え方やその対応について、事業運営の基本方針として決定するとともに、それに基づいた次の取り組み等を行う。

- (1) 基本方針の職員、入居者及び家族等への周知
- (2) ハラスメントを未然に防止するための対応マニュアルの作成・共有
- (3) 報告・相談しやすい窓口の設置
- (4) 介護保険サービスの業務範囲等へのしっかりとした理解と統一
- (5) PDCA サイクルの考え方を応用した対策等の更新

(非常災害対策)

第15条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、施設はこの計画に基づき、毎年2回以上、避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - (2) 継続研修 随時
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
 - 5 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、施設が加入する損害賠償保険により速やかに賠償を行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。
 - 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人つちや社会福祉会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

この規程は、令和4年9月2日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。